

# 土地連だより

第3号 (2021年夏号)



## 土地連

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

2021年夏

第3号



土地連だより

2021年8月31日発行  
発行 / (一社) 沖縄県軍用地等地主会連合会  
〒904-0103 沖縄県中頭郡北谷町字桑江129番地4



写真：(一社) 金武町軍用地地主会 (詳細は 8 ページを参照)

|                                  |
|----------------------------------|
| 目次                               |
| 2~3ページ 第98回定時会員総会                |
| 4~5ページ 跡地利用特措法の期限延長<br>及び見直しについて |
| 6~7ページ 「土地連セミナー2021」開催           |
| 8ページ 社会貢献、支援活動                   |

## 社会貢献・支援活動

— 人材育成、福祉団体等へ寄付 —

令和2年6月24日～26日の3日間にかけて、三役は、沖縄県国際交流・人材育成財団のほか、沖縄県社会福祉協議会、5市町村の社会福祉協議会、育英会などの計15団体を訪問し、総額410万円の寄付金を贈呈しました。

今回、寄付活動を行うにあたっては、一堂に会することによる新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるため、寄付金贈呈式を開催せず、寄付先をそれぞれ訪問する形で行いました。

受領者からは、「地域での支えあいや社会福祉向上にまい進し、有効に活用したい」(沖縄県社会福祉協議会：湧川会長)などの感謝の意が述べられました。



湧川会長(写真右)へ寄付金を贈呈する眞喜志前会長

### コラム

#### 「本会からの寄付金の

#### 使途について」(第2回)

— 沖縄県社会福祉協議会 —

本コラムでは、複数回にわたり、これまで本会が行ってきた寄付が実際にどのように活用されてきたかを紹介します。

貴会からの長年に亘る御芳志に対し、紙面をお借りして御礼申し上げます。

頂いた御寄附は本会事業に活用しており、平成29年度から始めた「THANKS(サンクス)運動」もその一つです。社会的孤立の解消・予防に向けた県民運動として、身近な地域での住民主体の支え合い活動や課題解決を図る仕組みづくり等を進めています。

本会では、コロナ禍で深刻化する生活困窮や孤立等の課題解決のため、取組みのさらなる推進を図ります。今後とも御支援の程、よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々の御発展と役職員皆様の御健勝を祈念申し上げます。

#### 在日米軍従業員の事前募集について

【インターネット応募】  
「LMO」で検索(<http://www.lmo.go.jp>)  
【窓口応募受付場所及び問合せ先】



エルモ

〒904-0202  
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058番地1  
(道の駅かでな隣り) TEL (098) 921-5532

独立行政法人  
駐留軍等労働者労務管理機構  
沖縄支部 管理課

#### 地主会紹介 (一社) 金武町軍用地地主会

所在地：〒904-1201 国頭郡金武町字金武224-7  
業務時間：平日午前8時30分より午後5時15分まで  
(12時から13時は昼休み、土日・祝祭日休業)  
所管施設：キャンプ・ハンセン、金武レッドビーチ  
訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場、空  
自・恩納高射教育訓練場  
会員数：1,567名(令和3年3月末現在)  
賃貸料額：約40億円(令和2年度時点)

# 第98回定時会員総会

— 2020年度事業報告了承、2022年度貸貸料要請案承認 —

## 貸借対照表

2021年(令和3年)3月31日現在

単位：円

| 科目                 | 当年度           | 前年度           | 増減         |
|--------------------|---------------|---------------|------------|
| <b>I. 資産の部</b>     |               |               |            |
| 1. 流動資産            |               |               |            |
| 流動資産合計             | 21,146,176    | 22,739,672    | △1,593,496 |
| 2. 固定資産            |               |               |            |
| 固定資産合計             | 1,903,538,181 | 1,879,230,717 | 24,307,464 |
| 資産合計               | 1,924,684,357 | 1,901,970,389 | 22,713,968 |
| <b>II. 負債の部</b>    |               |               |            |
| 1. 流動負債            |               |               |            |
| 流動負債合計             | 11,377,722    | 11,864,799    | △487,077   |
| 2. 固定負債            |               |               |            |
| 固定負債合計             | 1,216,416,180 | 1,197,559,180 | 18,857,000 |
| 負債合計               | 1,227,793,902 | 1,209,423,979 | 18,369,923 |
| <b>III. 正味財産の部</b> |               |               |            |
| 1. 一般正味財産          |               |               |            |
| 一般正味財産             | 696,890,455   | 692,546,410   | 4,344,045  |
| 正味財産合計             | 696,890,455   | 692,546,410   | 4,344,045  |
| 負債及び正味財産合計         | 1,924,684,357 | 1,901,970,389 | 22,713,968 |

## 2020年(令和2年)度正味財産増減計算書

2020年(令和2年)4月1日から2021年(令和3年)3月31日まで

単位：円

| 科目                   | 当年度(A)      | 前年度(B)      | 増減(A)-(B)  |
|----------------------|-------------|-------------|------------|
| <b>I. 一般正味財産増減の部</b> |             |             |            |
| 1. 経常増減の部            |             |             |            |
| (1) 経常収益             |             |             |            |
| 経常収益計                | 136,139,473 | 135,140,854 | 998,619    |
| (2) 経常費用             |             |             |            |
| 経常費用計                | 131,795,428 | 139,760,980 | △7,965,552 |
| 当期経常増減額              | 4,344,045   | △4,620,126  | 8,964,171  |
| 2. 経常外増減の部           |             |             |            |
| (1) 経常外収益            |             |             |            |
| 経常外収益計               | 0           | 0           | 0          |
| (2) 経常外費用            |             |             |            |
| 経常外費用計               | 0           | 0           | 0          |
| 当期経常外増減額             | 0           | 0           | 0          |
| 当期一般正味財産増減額          | 0           | 0           | 0          |
| 他会計振替額               | 4,344,045   | △4,620,126  | 8,964,171  |
| 一般正味財産期首残高           | 692,546,410 | 697,166,536 | △4,620,126 |
| 一般正味財産期末残高           | 696,890,455 | 692,546,410 | 4,344,045  |
| <b>II. 正味財産期末残高</b>  |             |             |            |
| 正味財産期末残高             | 696,890,455 | 692,546,410 | 4,344,045  |



会場：土地連会館（北谷町）

沖縄県軍用地等地主会連合会第98回定時会員総会が、令和3年6月29日、土地連会館（北谷町）にて開催され、議題として、令和2年度事業報告、令和2年度決算書が了承され、2022年（令和4年）度軍用地等貸貸料増額措置要請書が原案のとおり承認されました。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えないため、予防対策の一環で、書面決議の協力を呼び掛けることで少人数化し、開催しました。

本面では、第98回定時会員総会において報告した「令和2年（2020年）度事業報告」における主な活動内容について紹介いたします。

### 令和3年度駐留軍用地等貸貸料の増額措置に向けた政策提言について

県内地価の上昇を背景とした「評価地目の見直し」及び「地域間格差の是正」のための予算などとして、要求額1,073億円、対前年度比5.3%増を、沖縄防衛局長、防衛省、さらに県選出国会議員に対して要請しました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、防衛省への要請はオンラインで行いました。それに対する防衛省からの提示を受けて、又吉会長が上京して行った上乘せに向けた再交渉を踏まえ、最終的に令和3年度軍用地等貸貸料の概算要求額は、対前年度比1.0%、約10億円増となりました。

同概算要求の予算確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインにより、防衛省の鈴木地方協力局長に対し、貸貸料予算の満額確保の要請を行った結果、政府案として、満額確保（12月21日）されました。

### 駐留軍用地の返還及び跡地利用について

「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に係る返還対象、および施設の受入先の市町村の関係地主会と沖縄防衛局を交えた意見交換会を開催（12月2日）し、返還跡地に関する取り組みなどについて協議を行いました。

そのうえで、理事会（1月15日）での要請内容の決定を経て、返還方法に係る法律の適用に関する要望を沖縄防衛局、防衛省、沖縄総合事務局（1月28日）、外務省沖縄事務所（1月29日）に対して要請しました。（4～5ページに関連）

また、跡地利用の促進に関する事業の一環として、「土地連セミナー」を開催し、報告書を取りまとめ、会員をはじめ、関係機関等へ配布しました。（6～7ページに関連）

## 2022年（令和4年）度軍用地等貸貸料増額措置要請案決定

定時会員総会で承認された2022年（令和4年）度軍用地等貸貸料の増額措置要請の概要は、次のとおりです。

○要求額は、対前年比5.8%、60億円増の1,089億円とすること。

○地価上昇分に加え、評価地目の見直し及び格差是正に要する分についても予算措置を講じること。

## 地権者への振込手数料を国が負担

地主会では、沖縄防衛局と本会との間で締結している事務委託業務の受託に基づき、地権者に係る手続（所有権移転手続等）を担っています。

これまで、地権者への貸貸料の振込については、県内の金融機関の配慮により、振込手数料が免除されてきましたが、昨今の収益環境等を踏まえ、振込手数料の免除を廃止する旨の案内が本会、地主会宛てにありました。このままでは、地権者への貸貸料の振込に対して「振込手数料」が発生し、地権者や地主会に新たな負担が生じることとなることから、本会では、「振込手数料」を事務委託業務の新たな費用対象とするよう、沖縄防衛局長へ要請を行いました（2020年6月19日）。

その結果、要請内容が認められ、2021年（令和3年）度から費用対象として見直されることとなり、地権者に対する貸貸料の支払業務に係る振込手数料（総額：約3千万円）は、国が事務委託費として負担することとなりました。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画に基づく今後の返還予定

| 返還時期             | 施設・区域名                                                        |
|------------------|---------------------------------------------------------------|
| 2022年度<br>またはその後 | 普天間飛行場、陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム                                      |
| 2024年度<br>またはその後 | キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー等、ロウワー・プラザ住宅地区、喜舎場住宅地区の一部）、牧港補給地区（残余の部分） |
| 2025年度<br>またはその後 | キャンプ桑江、牧港補給地区（倉庫地区の大半を含む部分）                                   |
| 2028年度<br>またはその後 | 那覇港湾施設                                                        |

※防衛省、外務省HP：沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画を基に作成

# 跡地利用特措法の 期限延長及び見直しについて

駐留軍用地の返還に適用される「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法、以下「同法」という）」は令和4年3月末日をもって失効します。

このことから、本会では、同法の期限延長及び見直しを求め、沖縄県等の関係機関と連携しながら要求の実現に向けた要請活動を展開しております。

本面では、見直しにあたり、本会から要請している事項について解説します。

## 給付金・特定給付金の支給上限額の撤廃

地権者への補償のうち、給付金と特定給付金については、「年間1千万円（一の地権者の支給総額・最大3千万円）」の上限額が定められています。

このことは、年間の上限額により、賃貸料相当額が満額支給されない可能性以外にも、大規模な土地を所有している地権者は支給総額の上限額により、給付金の支給が受けられなくなる可能性も懸念されます。そのため、補償金同様、上限額を設けず支払うよう求めています。



玉城知事へ法律の期限延長、見直しの必要性を説明する又吉会長（令和3年1月7日）

## 段階的に返還される区域の 拠点返還地への指定

大規模な駐留軍用地の返還において一部が先行的に返還された場合、その後の土地が返還されるまでを含め、一団の土地として利用するまでに時間がかかるため、区画整理事業の認可を得るまでの間に支給期限を迎える可能性があります。

そのため、一体的な跡地利用が推進できるように、一団の土地である拠点返還地として指定できるようにするよう求めています。

## 自衛隊施設用地への適用

現在の跡地利用特措法は、沖縄県における駐留軍用地の返還を対象とした法律であり、自衛隊施設用地は、同法の適用対象外となっております。

沖縄県の自衛隊施設用地はそのほとんどが元来、駐留軍用地であり、返還時に日本政府が引き続き使用しているという歴史的経緯があることから、同法の適用対象とするよう求めています。

## 総決起大会企画委員会を設置

本会では、跡地利用特措法の期限延長及び見直しの要求実現に向けた取り組みに関する総決起大会の開催企画及び費用等の検討を行うことを目的として、「総決起大会企画委員会」（委員長・仲田實）を設置しました。

委員会では、総決起大会の開催日程等（運営、大会名、日時、場所、主催・共催者、参加対象者、コロナ禍への対応）のほか、費用、決議文、その他、委員会の目的達成に関することについて協議を行います。

第1回目の委員会が5月14日開催され、又吉会長から委嘱状が交付されました。今後、9月頃を予定した土地連会長への報告に向け検討を行います。



委員会設置にあたっての又吉会長（左から3番目）との記念撮影（5月14日、土地連会館）

## 総決起大会企画委員名簿

（順不同）

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 委員長 | 仲田  | 實  |
| 委員  | 赤嶺  | 馨  |
| 委員  | 喜友名 | 朝孝 |
| 委員  | 宮城  | 健英 |
| 委員  | 渡嘉敷 | 義浩 |

## 事例報告

### 「跡地利用に対して、次世代を担う『若手の会』の取組みについて」

#### (1) 概要報告「『若手の会』の設立と活動について」

事例報告では、初めに、土地連事務局の宮城調査主任より、県内に所在する「若手の会」（「普天間飛行場の跡地を考える若手の会（宜野湾市）」、「チームまきは21（浦添市）」、「那覇軍港のまちづくりを考える次世代の会（那覇市）」の発足の経緯とこれまでの活動内容等について、その概要を紹介しました。

報告では、発足過程については、①自治体の返還跡地の利用に関する合意形成に向けた業務の一環、②地主会の補助機関として発足、といったように発足の過程は異なっているものの、3団体共通しているのは、返還跡地のまちづくりを成功させるために、若い世代が主体となって考え、行動していくことが重要というコンセプトのもとに発足している点である。それぞれ各自治体のホームページにおける担当課のページにおいて、活動内容の報告が掲載されている、旨を紹介しました。



宮城 調査主任

#### (2) 事例報告「地権者のまちづくりへの参加」

その後、チームまきは21の宮城会長より、牧港補給地区（浦添市）を対象に、跡地利用計画へ地権者の意見を反映するために活動を続ける「チームまきは21」の設立や役割、活動内容、組織の目標等について、説明がありました。

説明では、宮城会長より、今後、返還が実現する際には、私たちが今日まで継続して取り組みを続けてきた結果によって、より円滑に跡地利用が進められることを期待している。行政側の検討に任せ、受け身になるのではなく、自分たちの土地に対して自ら考えることで地権者それぞれが考える土地利用、ひいてはまちづくりに繋がりたいと考えている。我々が忘れてはならないのは、地権者側からの意見を提言し、尊重される。そうした実現性の高い意見を提言できるよう取り組んでいくことであり、これが今後のチームまきは21の課題である、旨の説明がありました。



宮城 政司 氏

# 「土地連セミナー2021」開催

令和3年2月25日、沖縄市民会館大ホール（沖縄市）において、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底の上、「土地連セミナー2021」を開催しました。

本面では、基調講演・事例報告の概要について紹介します。

## 基調講演

### 「米国大統領選挙・バイデン新政権と日米同盟の行方」

基調講演では、外務省沖縄事務所の橋本特命全権大使より、バイデン新政権の抱える内政・経済対策・コロナ対策・外交政策等における課題や新閣僚の顔ぶれ、日本との関わり等の解説がありました。

講演では、非常に特殊な選挙であったため、内政が外交へ影響を及ぼす可能性があるという意味では、内政に力を入れざるを得ない政権になったといえる。米国内の新型コロナウイルス感染症による死者数は第2次世界大戦の戦争による米国側の死者数を超える数となっており、コロナ対策への取り組みが重要かつ早急に対処しなければならない課題となっている。日本との関係においては、日米首脳会談と外相電話会談において、米国が日本を守る義務を負うことを定めた日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対するコミットメント、米国の日本に対する拡大抑止の提供に対する高い評価、などが確認されており、日米同盟の一層の強化が約束されている、旨の説明がありました。



橋本 尚文 氏

## 本会ホームページに関するご案内

本会ホームページの「資料編」では、今回紹介したセミナーの配布資料や講演録を収録した報告書等を閲覧できます。このほかにも、軍用地等に関する様々な情報を掲載しています。ぜひともご確認ください。

<https://www.okinawa-tochiren.jp/>

